

鶴見区役所 契約事務審査会 会議要旨

- 1 日時
令和6年3月27日（水） 午後3時00分～午後4時30分
- 2 場所
鶴見区役所 4階 402会議室
- 3 出席者
(委員)
内田区長、川畠副区長、高嶋課長（※1）、中村課長（※2）
(市民協働課)
土井係長、徳係長
(鶴見区選挙管理委員会事務局)
山腰係長
(総務課（庶務））（事務局）
西久保課長代理、笹田係長、家入係員
(※1) (1)議題1及び(4)については委員として出席、(1)議題2、(1)議題3、
(2)及び(3)については事業担当課として出席
(※2) (1)議題1及び(4)については事業担当課として出席、(1)議題2、(1)議
題3、(2)及び(3)については委員として出席
- 4 議題
 - (1) 令和6年度に契約締結予定の案件のうち、「鶴見区役所契約事務審査会要綱」第6条第5項における包括審議の対象とする契約について
議題1 市民協働課
地域防災リーダーに係るボランティア保険の契約相手方選定手法に特名随意契約を採用する妥当性及び標準契約書によらない契約締結について
議題2 鶴見区選挙管理委員会事務局
【1】選挙執行にかかる投票用紙送致等タクシー借上業務に特名随意契約を採用する妥当性について
【2】選挙事務における契約相手方選定方法に相見積を採用する妥当性について
【3】選挙執行における弁当調達に公募型コンペ方式を採用する妥当性に

ついて

議題3 総務課（庶務）

【1】大阪市鶴見区役所公募型比較見積実施要綱に基づく公募型比較見積による随意契約の可否について

【2】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に基づく特名随意契約の締結を認める案件及び契約相手方について

(2) 総務課（庶務）

令和5年度の契約事務手続の検証及び改善策の検討に関して

(3) 総務課（庶務）

「鶴見区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続」の実施に関して

(4) 市民協働課

大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業運営・管理業務委託【長期継続契約】に係る契約相手方の選定を特名随意契約とする妥当性について

5 審査結果

(1) 令和6年度に契約締結予定の案件のうち、「鶴見区役所契約事務審査会要綱」第6条第5項における包括審議の対象とする契約について

議題1 地域防災リーダーに係るボランティア保険の契約相手方選定手法に特名随意契約を採用する妥当性及び標準契約書によらない契約締結について

「上記契約について、社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会との随意契約締結及び標準契約書によらない契約締結を認める。」

議題2

【1】選挙執行にかかる投票用紙送致等タクシー借上業務に特名随意契約を採用する妥当性について

「上記契約について、株式会社 未来都との随意契約締結を認める。」

【2】選挙事務における契約相手方選定方法に相見積を採用する妥当性について

「上記契約について、契約相手方選定方法に相見積を採用することを認める。」

【3】選挙執行における弁当調達に公募型コンペ方式を採用する妥当性について

「上記契約について、公募型コンペ方式を採用することを認める。」

議題3

【1】大阪市鶴見区役所公募型比較見積実施要綱に基づく公募型比較見積による随意契約の可否について

「大阪市鶴見区役所公募型比較見積実施要綱に基づく公募型比較見積による随意契約締結を認める。」

【2】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に基づく特名随意契約の締結を認める案件及び契約相手方について

「今回議題に上がった契約についての特名随意契約案件についてはすべて認める。」

「上記契約について、入札又は公募型比較見積りにより車両の点検整備を受注した事業者との随意契約締結を認める。」

(2) 令和5年度の契約事務手続の検証及び改善策の検討に関して

「令和5年度の契約について検証した結果、適正に契約事務が行われていたことを認める。」

(3) 「鶴見区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続」の実施に関して

【1】企画競争方式を採用することについて

【2】本市の標準契約書を使用しない場合における契約書に関することについて

【3】その他審議事項について

「上記契約について、企画競争方式を採用すること及び本市の標準契約書を使用しないことを認める。その他審議事項についても、異議なし。」

(4) 市民協働課「大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業運営・管理業務委託【長期継続契約】」に係る契約相手方の選定を特名随意契約とする妥当性について

「上記契約について、一般財団法人 大阪市コミュニティ協会との随意契約締結を認める。」

以上